

川崎市交通局再任用短時間代替会計年度任用職員に関する要綱

令和 2 年 4 月 1 日
3 1 川交庶第 1 2 0 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市交通局会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（3 1 川交庶第 1 1 9 7 号。以下「基本要綱」という。）

第 2 2 条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、交通局において定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）の欠員の代替として任用する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第 2 条 会計年度任用職員の職名は、再任用短時間代替会計年度任用職員とする。

(業務内容)

第 3 条 会計年度任用職員は、勤務場所における定年前再任用短時間勤務職員の代替として指定された業務に従事するものとする。

(任用期間)

第 4 条 会計年度任用職員の任用の期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内（定年前再任用短時間勤務職員の欠員が生じる期間の範囲内に限る。）で定めるものとする。

2 基本要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、会計年度任用職員の任用の期間を更新することができる期間の範囲は、前項に規定する期間の範囲内とする。

（勤務日、勤務時間等）

第5条 会計年度任用職員の勤務日、勤務時間、休憩時間、週休日及び休日は、基本要綱第7条及び第8条の規定に基づき、業務の必要に応じて設定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、所属長は、当分の間、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため必要と認めるときは、会計年度任用職員の同意を得て、勤務時間等を臨時に繰り上げ、繰り下げる等の方法により変更することができる。

（給料の額）

第6条 会計年度任用職員の給料の額は、原則として、別表第1に定める職務の性質が類似する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に応じた相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（その採用の日前3年間の範囲に限る。以下同じ。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

（半日単位の年次休暇）

第7条 会計年度任用職員は、1日単位及び時間単位のほか、半日単位の年次休暇を受けることができる。ただし、勤務時間の設定により半日単位の設定が難しい場合は、この限りでない。

2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、勤務時間の設定等の事情により正午での区分により難しい場合には、別に区分する時刻を設定するものとする。

（委任）

第 8 条 基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則

短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年川崎市条例第 32 号）附則第 8 項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の川崎市交通局再任用短時間代替会計年度任用職員に関する要綱第 1 条、第 3 条、第 4 条第 1 項並びに第 6 条の規定を適用する。

別表 1（第 6 条関係）

職務の性質が類似する 定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表	相当する表級号の範囲
交通企業職給料表（2）	交通企業職給料表（2）2 級 34 号給～39 号給
交通企業職給料表（3）	交通企業職給料表（3）2 級 17 号給～22 号給